

## 『責任ある機関投資家』の諸原則の受入れについて

株式会社格付投資情報センター

格付投資情報センター（以下「R&I」）は、年金運用コンサルタントとして『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「コード」）の原則1と原則8の受入れを表明します。

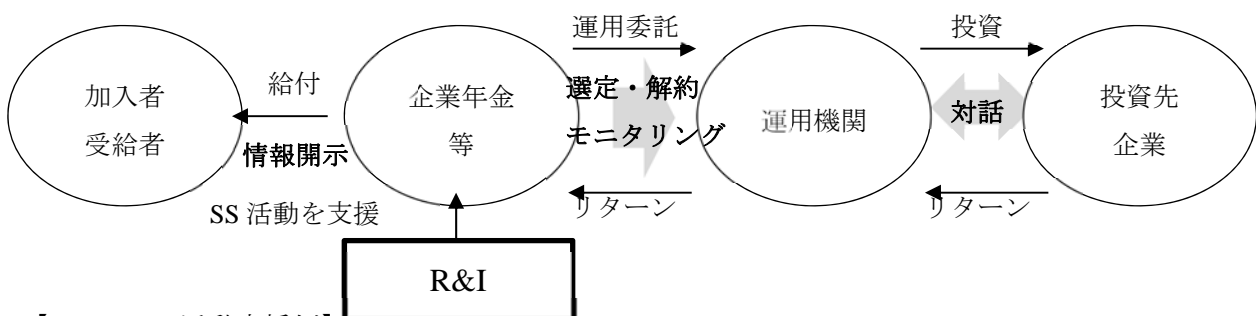
R&Iは、顧客である企業年金を中心としたアセット・オーナーに対し、中立公平な立場から顧客本位にその職務を遂行し、顧客ごとのリスク許容度の範囲において、その中長期的な投資リターン拡大を支援します。R&Iの年金運用コンサルティングは、画一的なものではなく、顧客の方針や実情に応じた支援を行います。原則2から7は、年金運用コンサルタントとして、受入れを表明するアセット・オーナーの実情に即した支援を行います。なお、R&Iは、個別企業の株式や債券に投資することはなく、議決権行使の指図は行っていません。R&Iは、アセット・オーナーである企業年金等を支援する年金運用コンサルタントとして、コードの主旨に賛同し、下記のように基本方針を定めています。

（2021年2月16日制定）

**原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

R&Iはコードの受入れを表明しているもしくは受入れを予定している顧客のスチュワードシップ（以下「SS」）活動を中立公平な立場から支援します。

図1 R&I年金運用コンサルティングと資産運用関係者



### 【R&IのSS活動支援例】

- コードの受入れ表明方針書の策定支援  
SS責任を果たすための明確な方針の策定支援
- 運用機関のSS活動のモニタリング方針書の策定支援  
運用機関のSS活動をモニタリングするにあたっての実施要項  
モニタリング手法、プロセス、評価項目、評価基準等を策定
- 運用機関のSS活動のモニタリング・評価を支援  
モニタリング支援内容（例）
  - 1 評価項目に即した運用機関への質問状の作成支援
  - 2 運用機関から回答書の受理
  - 3 運用機関へのインタビュー（コンサルタントとして同席）
  - 4 スコアリング（評価）の支援（コンサルタントとして参加）

R&Iの支援は、画一的なものではなく、企業年金等の方針や実情にあった具体的な支援を行います。

コードはプリンシプルベース・アプローチを採用していますので、コードの受入れは、企業年金毎に異なるものになります。したがって、R&IのSS活動支援コンサルティングは、画一的なものではなく、企業年金等の方針や実情にあった支援を行います。

企業年金等の運用は、直接個別の株式や債券に投資するものではなく、運用機関へ資産運用を一任することになります。企業年金等のSS活動は、採用する運用機関のSS活動をモニタリング、評価することが最も重要なものになります。

R&Iは自社で運用を行っておらず、また、グループ会社に運用機関を有していませんので、中立公平な立場からこの企業年金等のSS活動を支援します。

**原則2** 機関投資家は、ステewardシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

**原則3** 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステewardシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

**原則4** 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

**原則5** 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

**原則6** 機関投資家は、議決権の行使も含め、ステewardシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

**原則7** 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やステewardシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則2から7は、顧客の基本方針や実情に即した支援を行います。

**原則8** 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がステewardシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるように努めるべきである。

年金運用コンサルティング業務は、企業年金等の資産運用業務を支援するにあたり、中立公平性を担保することが極めて重要になります。

1. R&Iは、「顧客の利益を第一に考え運用機関からの中立性を堅持する」ことを定め業務を行っています。

2. R&Iは自社で運用を行っておらず、また、グループ会社に運用機関を有していません。

3. R&Iは、運用機関との契約において、特定の運用機関を推奨することでR&Iが利益を

得るような契約を有していません。

4. R&Iの資産運用コンサルティング部門の役職員は、運用機関から贈答・接待などを受けてはならない旨の規程を設け、徹底して遵守しています。
5. R&Iの年金運用コンサルティング契約は、顧客である企業年金の母体企業への格付に影響を与えるものではありません。R&Iの信用格付は、年金運用コンサルティングなどR&Iの信用格付以外の契約が、格付に不当な影響を及ぼすことのないように利益相反マネジメント・ポリシー (<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/coi.html>) を定め、業務を管理しています。

以上